外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日

外務省共済組合代表者
外務大臣　岩屋　毅

第30条第１項の表中「6.45」を「5.69」に、「3.97」を「4.55」に、「12.90」を「11.38」に改め、同条第２項の表中「6.45」を「5.69」に改め、同条第３項中「3.47」を「2.65」に改める。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第30条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年四月二十一日
　掲載頁　四十五頁（号外第八十九号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年四月二十一日
　掲載頁　四十六頁（号外第八十九号）

令和七年四月二十五日
岩手県北上市村崎野一九地割二九四番地一〇
（甲）株式会社アスリンク
代表取締役　根子　修
岩手県北上市藤沢二二地割一五番地四
（乙）株式会社Ｎスタジオ
代表取締役　中島　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年五月二十三日
　掲載頁　四十五頁（号外第一二三号）
令和七年四月二十五日
東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号
（甲）エステー株式会社
代表執行役　上月　洋
東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号
（乙）エステービジネスサポート株式会社
代表取締役　辻　幹夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十一月二十九日
　掲載頁　五十三頁（号外第二七九号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十一月二十九日
　掲載頁　四十八頁（号外第二七九号）
令和七年四月二十五日
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（甲）株式会社ビズリーチ
代表取締役　酒井　哲也
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（乙）Cloud Solutions株式会社
代表取締役　酒井　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十一月二十九日
　掲載頁　四十八頁（号外第二七九号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十一月二十九日
　掲載頁　四十八頁（号外第二七九号）
令和七年四月二十五日
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（甲）トラボックス株式会社
代表取締役　皆川　拓也
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（乙）株式会社ＴＲＵＸ
代表取締役　中嶋　孝昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年四月十五日
　掲載頁　三十五頁（号外第八十五号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年四月十五日
　掲載頁　三十八頁（号外第八十五号）
令和七年四月二十五日
東京都渋谷区南平台町二番一三号
（甲）株式会社コンティキ
代表取締役　土井　満
横浜市西区平沼一丁目四〇番一一―四一五号
（乙）株式会社こんくり
代表取締役　柏　善昭